

第三次日南町環境実行計画



サクラソウ（日南町希少植物図鑑より）

平成30年3月

日南町

日南町環境実行計画

目 次

第1節 計画の基本的事項	2
1 計画策定の背景と目的	2
2 計画の概要	2
3 計画の期間	2
4 計画の対象範囲と地域	2
第2節 実行計画	3
1 具体的施策の取り組み開始年度	3
第3節 町民・事業者・町の協働による具体的な取り組み	4
1 森や水などの自然環境の保全と産業の共生	4
(1) きれいな水環境の保全と水資源の活用	4
(2) 豊かな森林の保全・創造と産業の共生	5
(3) 農地の保全と環境にやさしい農業、安心・安全な農産物の生産	5
(4) 希少な野生動植物の保護と生息・生育環境の保全	6
(5) 有害化学物質の排出抑制によるさわやかな大気の保全	7
(6) 有害化学物質の安全管理と環境リスクの評価	8
2 資源循環型地域社会づくり	9
(1) ごみの減量化の推進	9
(2) リサイクルの推進	9
(3) 不法投棄のない美しい自然と景観の実現	10
3 地球環境保全対策の推進	11
(1) 地球温暖化防止に向けた二酸化炭素排出の抑制	11
(2) 省資源・省エネルギー行動の実践	11
(3) 環境負荷の少ない新エネルギーの推進	12
4 環境に配慮した生活様式の推進と協働	13
(1) 児童・生徒から高齢者まで生涯環境教育・環境学習の実施と実践	13
(2) 協働による環境に配慮したまちづくり	13

第1節 計画の基本的事項

1 計画策定の背景と目的

日南町環境基本計画の策定を受け、基本計画が実行性のあるものとして推進するため、町民・事業者・町の相互の連携と協働のもとに、それぞれが取り組み内容を協議し、実践すべき「日南町環境実行計画」を策定します。

2 計画の概要

この実行計画は、「日南町環境基本計画」で定める施策の基本方針に基づき、具体的に推進していく項目の開始年度を示し、自然環境及び生活環境の保全と創造、環境への負荷の低減、協働社会の形成に向けて推進していくものです。

3 計画の期間

計画の期間は、平成30年度(2018年度)を初年度とし、2022年度を目標とする5年間とします。なお、計画の期間中であっても、社会情勢等の変化に柔軟かつ適切に対応できるよう、必要に応じ見直しを行います。さらに5年後については、新たに見直しを行います。

4 計画の対象範囲と地域

本計画では、「日南町環境基本計画」すべてを対象とし、その地域は日南町全域とします。

第2節 実行計画

1 具体的施策の取り組み開始年度

日南町環境基本計画の第4章に掲げる具体的な施策の展開を推進するため、具体的に推進していく項目の開始年度は次のとおりです。

【森や水などの自然環境の保全と産業の共生】

◎：重点取組 ○：継続取組

推 進 項 目	取組開始年度				
	2018	2019	2020	2021	2022
きれいな水環境の保全と水資源の活用	○	○	○	○	○
豊かな森林の保全・創造と産業の共生	◎	◎	◎	○	○
農地の保全と環境にやさしい農業、安心・安全な農産物の生産	○	○	○	○	○
希少な野生動植物の保護と生息・生育環境の保全	○	○	○	○	○
有害化学物質の排出抑制によるさわやかな大気の保全	○	○	○	○	○
有害化学物質の安全管理と環境リスクの評価	○	○	○	○	○
集落排水処理施設への接続、合併処理浄化槽の設置	○	○	○	○	○

【資源循環型地域社会づくり】

◎：重点取組 ○：継続取組

推 進 項 目	取組開始年度				
	2018	2019	2020	2021	2022
ごみの減量化の推進	◎	◎	◎	○	○
リサイクルの推進	◎	◎	◎	○	○
不法投棄・野焼き対策の推進	○	○	○	○	○

【地球環境保全対策の推進】

◎：重点取組 ○：継続取組

推 進 項 目	取組開始年度				
	2018	2019	2020	2021	2022
地球温暖化防止に向けた二酸化炭素排出の抑制	○	○	○	○	○
省資源・省エネルギー行動の実践	○	○	○	○	○
環境負荷の少ない新エネルギーの推進	○	○	○	○	○

【環境に配慮した生活様式の推進と協働】

◎：重点取組 ○：継続取組

推 進 項 目	取組開始年度				
	2018	2019	2020	2021	2022
児童・生徒から高齢者まで生涯環境教育・環境学習の実施と実践	○	○	○	○	○
協働による環境に配慮したまちづくり	○	○	○	○	○

第3節 町民・事業者・町の協働による具体的な取り組み

1 森や水などの自然環境の保全と産業の共生

(1) きれいな水環境の保全と水資源の活用

○町民の取り組み

- ・ 廃食油や調理くずを流さないようにします。
- ・ 廃油や家畜糞尿など、地下水を汚染する恐れのある有害物質を排出しないようにします。
- ・ 農薬の管理を厳正に行います。
- ・ 川にゴミを捨てません。
- ・ 合成洗剤は適正な量を使用します。
- ・ 集落排水施設が整備された地区では速やかに接続します。
- ・ 集落排水施設が未整備の地区では、合併浄化槽の設置に努めます。
- ・ 水源となっている森林の保全に努めます。
- ・ 釣り人としてのマナーを守ります。
- ・ 日野川の源流と流域を守る会など日野川における団体の活動に積極的に参加します。

○事業者の取り組み

- ・ 事業活動に伴う排水を適正に処理します。
- ・ 水源となっている森林の保全に努めます。
- ・ 川の水質基準を遵守し、川の公害防止を行います。

○町の取り組み

- ・ 家庭からの合成洗剤や汚濁物質の排出抑制及び廃食油の流出防止を啓発します。
- ・ 公共施設での合成洗剤の使用を控えます。
- ・ 合併浄化槽の設置を推進します。
- ・ 生活排水処理施設の維持管理を適切に行い、処理水の水質維持に努めます。
- ・ 水源の保全に努め安全な水が供給できるよう水道施設の適切な維持管理に努めます。
- ・ 水源地域の森林の保全に努めます。
- ・ 自然に配慮した河川整備を推進します。
- ・ 関係機関との協力により、水質の監視・測定を行って、工場や事業所に対して排水の適正管理を指導します。
- ・ 日野川源流と流域を守る会など、日野川における団体の活動を積極的に支援するとともに、水源の保全、水質の改善、清掃活動などに取り組む仕組みづくりをすすめます。
- ・ 町内の生活にとけこんでいるような清澄な水及び水環境を調査し、地域おこしにつながるようなその保全活動を推進します。

(2) 豊かな森林の保全・創造と産業の共生

○町民の取り組み

- ・森林にゴミを捨てません。
- ・下刈り、枝打ち、間伐を実施し、森林の適正管理を行います。
- ・森林愛護の意識を高め、自然とのふれあいのマナーを守ります。
- ・林業体験やイベント等を通して、自然とのふれあいを楽しみ、子ども達に森林の恵みなどを伝えていきます。
- ・針葉樹と広葉樹のバランスのとれた植林をします。
- ・町産材の利用、購入に努めます。
- ・森林の持つ大気浄化機能や水源涵養機能など環境保全機能の重要性を理解するように努めます。
- ・森林の環境保全機能を発揮するための林業の担う役割を理解するように努めます。

○事業者の取り組み

- ・下刈り、枝打ち、間伐を実施し、森林の適正管理を行います。
- ・町産材の利用、購入に努めます。
- ・森林の持つ大気浄化機能や水源涵養機能など環境保全機能の重要性を理解するように努めます。
- ・森林の環境保全機能を発揮するための林業の担う役割を理解するように努めます。

○町の取り組み

- ・間伐の実施など森林の適正管理を推進します。
- ・貴重な森林資源の保存に努めます。
- ・環境へ配慮した林道、作業道の整備を推進します。
- ・森林が果たす役割を啓発していきます。

(3) 農地の保全と環境にやさしい農業、安心・安全な農産物の生産

○町民の取り組み

- ・農業後継者の育成を図ります。
- ・減農薬、有機栽培などの環境保全型農業の普及促進に努めます。
- ・堆肥を活用した土づくりに努めます。
- ・遊休農地、耕作放棄地の有効利用に努めます。
- ・違法な農地転用は行いません。
- ・体験型農業など町内非農家や都市在住者との交流を通して農地保全に努めます。

○事業者の取り組み

- ・違法な農地転用は行いません。

○町の取り組み

- ・違法な農地転用を規制するとともに、農地の集約化を促進します。
- ・農地で農薬や化学肥料が適正に使用されるように、関係機関の協力を得て、堆肥を活用した土づくりと循環型農業、減農薬・減化学肥料化を促進します。
- ・安心安全な特別栽培農産物の推進をし、地場産食材の普及促進をおこないます。
- ・遊休農地、耕作放棄地の発生を防止し、その発生の改善策を検討していきます。
- ・農業後継者対策を推進していきます。
- ・魅力ある農業を目指して、各種施策を推進していきます。

(4) 希少な野生動植物の保護と生息・生育環境の保全

○町民の取り組み

- ・野生動植物への認識と理解を深めます。
- ・自生する植物や希少な動物を大切にし、むやみに採取や捕獲をしないようにします。
- ・天然記念物や巨木など希少な野生動植物の生息・生育実態調査や保護に協力します。
- ・外来種の動物をむやみに自然に放ちません。
- ・身近な生物が生育できる環境づくりに努めます。

○事業者の取り組み

- ・希少な野生動植物の生息又は生育場所の保全に努めます。
- ・希少な野生動植物の生息又は生育に重要な場所の保護・管理に協力します。
- ・開発や工事を行う際に、生息又は生育するする野生動植物に十分配慮します。
- ・各種調査に協力するよう努めます。

○町の取り組み

- ・希少な野生動植物の生息又は生育場所の保全に保護に努めます。
- ・生物の生育環境に配慮した、公共事業のあり方を検討します。
- ・専門機関や町民の協力により、野生動植物の生息・生育実態調査に関する調査研究、情報収集を図ります。
- ・鳥獣保護区の保全と野生動植物の捕獲規制に努めます。
- ・外来種の移入の防止に努めます。
- ・希少な野生動植物を保護する団体への協力をおこないます。
- ・自然観察会・学習会の開催、各種刊行物の作成配布などを通じて、野生動植物の保護に対する意識高揚を図ります。

(5) 有害化学物質の排出抑制によるさわやかな大気の保全

○町民の取り組み

- ・低公害車、低排出ガス車など、環境にやさしい車の購入又は使用に努めます。

- ・長時間停車する際には、アイドリングストップに努めます。
- ・空ぶかしや急発進などをしないエコドライブを心がけます。
- ・距離の短い移動では自動車の使用は控えるよう努めます。
- ・町営バスなどの公共交通機関を利用して自家用車の使用を控えます。
- ・違法なごみの野焼きは行いません。
- ・日常生活において悪臭の発生防止に努めます。
- ・家畜排泄物や堆肥は適正に管理します。

○事業者の取り組み

- ・保有車両の整備点検に努めるとともに、低公害車、低排出ガス車など、環境にやさしい車の導入に努めます。
- ・長時間停車する際には、アイドリングストップに努め、アイドリングストップ推進事業所の認証を受け、排気ガスの排出抑制に努めます。
- ・空ぶかしや急発進などをしないエコドライブを心がけます。
- ・物流の効率化を図り、保有車両の走行量の削減に努めます。
- ・事業活動を行う上で、環境リスクを理解して、有害な排ガスや悪臭の発生抑制及び低公害の事業活動に努めます。
- ・粉塵発生防止策を講じるように努めます。
- ・家畜排泄物や堆肥は適正に管理します。

○町の取り組み

- ・公用車における低公害車など、環境にやさしい車の導入に努めます。
- ・アイドリングストップや、環境にやさしい運転方法などのエコドライブの普及啓発を進めるとともにアイドリングストップ推進事業所の認証を受け、排気ガスの排出抑制に努めます。
- ・公共交通機関の利用拡大を図り、率先して町営バスを利用するよう努めます。
- ・排ガスの適正化や悪臭・煤煙の発生防止の指導徹底に努めます。
- ・粉塵防止の助言指導を行います。
- ・家畜排泄物の適正な管理について、県や関係機関と共に指導します。
- ・大気環境について関係機関等と連携した監視・測定の強化、排出抑制・排出基準の遵守を指導します。
- ・廃棄物の違法な野焼きに対する指導を徹底します。
- ・広報や町ホームページ等を利用して大気汚染防止の啓発に努めます。

(6) 有害化学物質の安全管理と環境リスクの評価

○町民の取り組み

- ・ダイオキシン類やアスベストなどの有害化学物質に対する理解を深めます。
- ・有害化学物質の発生源となる製品の使用を極力控えます。
- ・ごみは、有害化学物質が発生しないよう適性に処理します。

○事業者の取り組み

- ・有害化学物質に関する規制を守ります。
- ・関係機関の監視、測定に協力して、関係機関と連携を行うとともに化学物質の使用実態についての情報収集または、情報提供を行います。
- ・有害化学物質の新たな課題について、情報収集を行い、必要に応じて関係機関との連携により対策を講じます。
- ・情報をもとに、自主管理の徹底を図ります。
- ・有害化学物質の発生源とならないよう原材料、製品を適正に管理します。

○町の取り組み

- ・有害化学物質についての情報の収集及び正確な情報の提供を行います。
- ・有害化学物質の新たな課題について、情報収集を行い、必要に応じて関係機関との連携により対策を講じます。
- ・廃棄物を適正に処理します。
- ・関係機関と連携し、ダイオキシン類の発生抑制対策を推進します。

2 資源循環型地域社会づくり

(1) ごみの減量化の推進

○町民の取り組み

- ・必要なものを必要なだけ買い、ものを大切に、長期使用や再利用に努めます
- ・詰め替え製品など、ごみの発生が少ない商品やリサイクル可能な商品を選びます。
- ・紙コップや紙皿などの使い捨て製品は極力使用しないようにし、同じ用途なら再利用可能な、あるいはリユース製品を選びます。
- ・過剰包装の自粛によるごみの減量化に努めます。
- ・買い物際には、自分で用意した買い物袋を持参します。(マイバック運動)
- ・コンポストや生ごみ処理機等による生ごみの減量化に努めます。
- ・食品ロスを減らすために、食べ残しを減らします。

○事業者の取り組み

- ・一般廃棄物、産業廃棄物の発生抑制に努めます。
- ・過剰包装の自粛によるごみの減量化に努めます。
- ・長持ちする製品の開発や、流通段階でのごみの減量化に努めます。
- ・マイバック運動を推進します。
- ・使い捨て製品を見直し、再使用(リユース)、再利用(リサイクル)しやすく、環境負荷の少ない製品の製造及び販売に努めます。

○町の取り組み

- ・不用品交換の場の提供に努めます。
- ・家庭用生ごみ処理機の普及促進のため、購入助成を図ります。
- ・公共施設から出るごみの減量化に努めます。
- ・マイバック運動を推進します。
- ・食品ロスの発生を抑制のための普及啓発を行います。

(2) リサイクルの推進

○町民の取り組み

- ・ごみの分別を徹底して行い、リサイクルに努めます。
- ・ごみステーションの適切な使用を心がけます。
- ・フリーマーケットなどのリサイクル活動への参加、協力を努めます。
- ・リサイクル製品を積極的に使用します。
- ・生ごみを堆肥化し、肥料として再利用を図ります。

○事業者の取り組み

- ・ごみの分別を徹底して行い、リサイクルに努めます。
- ・自社製品を回収・適正処理をするように努めます。

- ・異業種間が協同して、廃棄物を自然界に排出しないように、その事業活動の中でそれらの廃棄物を有効に再利用するような取り組みを検討していきます。
- ・グリーン購入に努めます。

○町の取り組み

- ・資源ごみの回収を促進します。
- ・資源ごみの回収体制を強化します。
- ・公共工事において、再生材利用の推進を図ります。
- ・グリーン購入を推進します。
- ・フリーマーケットの推進を図ります。
- ・リサイクルについての情報提供をおこないます。

(3) 不法投棄のない美しい自然と景観の実現

○町民の取り組み

- ・分別やごみの持ち帰り、ペットの糞の始末などマナーを守ります。
- ・ごみは法律や町の決まりに従い処理します。
- ・土地所有者は、必要に応じて不法投棄がされないような防護策を考えるとともに、自身が責任を持って所有地の管理を行います。
- ・不法投棄をしにくい環境づくりに努め、監視通報を行います。

○事業者の取り組み

- ・ごみは法律や町の決まりに従い処理します。
- ・ごみ処理を委託する場合は、ごみの区分(一般・産廃)に沿った許可業者に委託します。

○町の取り組み

- ・ごみの持ち帰り運動を推進します。
- ・不法投棄防止の啓発に努め、不法投棄された場合は関係機関と連携を取り、迅速な対応に努めます。
- ・不法投棄の監視パトロールを行います。

3 地球環境保全対策の推進

(1) 地球温暖化防止に向けた二酸化炭素の排出の抑制

○町民の取り組み

- ・低公害車など、環境にやさしい車の購入又は使用に努めます。
- ・長時間停車する際には、アイドリングストップに努めます。
- ・空ぶかしや急発進などをしないエコドライブを心がけます。
- ・距離の短い移動では自動車の使用は控えるよう努めます。
- ・町営バスを使用して自家用車の使用を控えます。

○事業者の取り組み

- ・保有車両の整備点検に努めるとともに、低公害車など、環境にやさしい車の導入に努めます。
- ・事業活動において長時間停車する際にはアイドリングストップに努め、アイドリングストップ推進事業所の認証を受け、二酸化炭素の排出抑制に努めます。
- ・空ぶかしや急発進などをしないエコドライブを心がけます。
- ・共同輸配送システムの導入など物流の効率化を図り、保有車両の走行量の削減に努めます。

○町の取り組み

- ・「日南町地球温暖化防止実行計画」を推進し、公共施設からの二酸化炭素の排出抑制に努めます。
- ・低公害車など、環境にやさしい車の導入に努めます。
- ・アイドリングストップや、環境にやさしい運転方法などのエコドライブの普及啓発を進めるとともにアイドリングストップ推進事業所の認証を受け、二酸化炭素の排出抑制に努めます。
- ・町営バスなどの公共交通機関の利用拡大を図り、自家用車の使用を控えます。
- ・地球温暖化のメカニズムや取り組みについての情報提供を行い、環境にやさしい生活様式の転換を図るよう啓発します。

(2) 省資源・省エネルギー行動の実践

○町民の取り組み

- ・日常生活を見直し、電気・ガス・灯油・水道・ガソリンなどの節約に努めます。
- ・炊事・洗濯・風呂などの水の利用は節水を心がけます。
- ・電気製品のコンセントをこまめに抜き、冷暖房の適正な管理を行ないます。
- ・省資源・省エネルギー型の商品の購入または選択に努め、長期使用するため大事に使用します。
- ・「COOL CHOICE (クールチョイス!）」などの省エネ活動に参加します。

○事業者の取り組み

- ・事業活動を見直し、電気・ガス・灯油・水道・ガソリンなどの節約に努めます。
- ・冷暖房に関しては、適切な温度管理を行います。
- ・紙の節約に努めます。

○町の取り組み

- ・電気・ガス・灯油・水道・ガソリンなどの節約に努めます。
- ・公共施設における省エネルギー化・省資源化に努めます。
- ・公共施設の整備に当たっては、省エネルギーに配慮した設備・機器を導入するよう検討します。
- ・庁舎内及び関係機関での文書のやり取りは、電子メールによる文書のやり取りを行い、文書のペーパーレス化に努めます。
- ・冷暖房に関しては、適切な温度管理を行い、クールビズ・ウオームビズに努めます。
- ・文書の内容により、両面印刷できるものは両面印刷を行います。
- ・省エネルギーに配慮した設備や助成制度などの情報を提供します。

(3) 環境負荷の少ない新エネルギーの推進

○町民の取り組み

- ・本町に賦存している新エネルギーについて深く学習します。
- ・太陽光発電、太陽熱などの新エネルギーの利用を検討します。

○事業者の取り組み

- ・新エネルギーの利用を検討します。

○町の取り組み

- ・バイオディーゼル燃料やバイオエタノール等の活用を検討します。
- ・新エネルギーの利用方法や支援策などの情報提供を行います。

4 環境に配慮した生活様式の推進と協働

(1) 児童・生徒から高齢者まで生涯環境教育・環境学習の実施と実践

○町民の取り組み

- ・環境に関するシンポジウムやフォーラムに積極的に参加します。
- ・まちづくり協議会、自治会、地域、環境保全団体など各種団体は、地域における環境学習や環境活動を推進します。

○事業者の取り組み

- ・従業員の環境保全意識の啓発・向上に努めます。

○町の取り組み

- ・環境に関するフォーラムなどを開催し、町民や事業者に対して情報を提供します。
- ・総合的な学習の時間を活用した児童・生徒たちの体験型環境教育等を支援します。
- ・自治会等の各種グループ等における環境活動の推進に協力します。

(2) 協働による環境に配慮したまちづくり

○町民の取り組み

- ・地域の環境に関する情報を収集します。
- ・環境問題に対する正しい知識を身につけ、環境に配慮した行動や環境負荷の少ないまちづくりを推進します。
- ・自然観察会や清掃活動など、環境保全を目的とした活動に取り組みます。

○事業者の取り組み

- ・自然観察会や環境ボランティア活動などに参加します。
- ・環境問題に対する正しい知識を身につけ、環境に配慮した行動や環境負荷の少ない事業活動を推進します。

○町の取り組み

- ・広報や町ホームページなどを利用して、環境に関する情報を広く提供します。
- ・広く環境に関するイベントを推進します。
- ・地域や団体における環境保全を目的とした活動の支援をします。
- ・公共施設等において、環境に配慮した施設整備を進めるとともに環境保全に向けた事業活動を推進します。
- ・各主体と連携して実行計画の推進を行うとともに、町民や事業者が行う地域の環境活動や自然環境の保全などに協力します。
- ・活動支援や条例などの整備と併せて既存制度を活用し各主体の環境活動の促進を図ります。